

「福島県産業廃棄物税の今後の在り方」に関してこれまでいただいた御意見等とその回答

令和 7 年 7 月 1 1 日
産業廃棄物課

1 福島県環境審議会（令和 7 年 5 月 2 7 日開催）における御意見等

No.	項目	意見等	事務局回答	委員																																										
1	課税の特例 （特例納付事業者）	全国で産業廃棄物税を導入している 2 7 道府県のうち、本特例を導入しているのは 2 県のみであるが、福島県において導入している理由を教えてください。 本特例を導入していない他の 2 5 道府県でもばいじんが多いところがあるので、福島県と他県との違いなど、もう少しデータをしっかり調べていただきたい。	本県では、ばいじんの排出量が県全体の産業廃棄物排出量の 1 7 % となっており、産業廃棄物税制度を導入している北海道や愛知県と比較しても高い割合となっております。また、県内のばいじんの排出量の約 9 5 % 以上が石炭火力発電所による排出であり、その事業者は 4 者となっております。 このような状況から、特定の納税者の事業活動による税負担の偏りを一定程度緩和するために現行の軽減措置が必要であるとされ、設けられた制度であると考えており、<u>現在も税負担の偏りは続いております。</u> 今次見直しに当たっては当該制度を継続することが適当と考えておりますが、御意見を踏まえ、本特例については、引き続き検討を進めてまいります。 参考に各道県のばいじんの排出状況をお示しします。 <table><tr><th colspan="6">各道県のばいじんの排出状況 ※1</th></tr><tr><th></th><th>ばいじん</th><th>産業廃棄物の総排出量</th><th>ばいじんの占める割合</th><th>主な排出元</th><th>石炭火力発電所数</th></tr><tr><td>千葉県※2</td><td>139 万 t</td><td>987 万 t</td><td>14%</td><td>製造業</td><td>なし</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>195 万 t</td><td>1,902 万 t</td><td>10%</td><td>電気・ガス・水道業</td><td>9 施設</td></tr><tr><td>北海道</td><td>133 万 t</td><td>4,135 万 t</td><td>3%</td><td>電気・ガス・水道業</td><td>10 施設</td></tr><tr><td>兵庫県※2</td><td>124 万 t</td><td>2,341 万 t</td><td>5%</td><td>製造業</td><td>6 施設</td></tr><tr><td>福島県</td><td>120 万 t</td><td>696 万 t</td><td>17%</td><td>電気・ガス・水道業</td><td>4 施設</td></tr></table> ※1 環境省調査において、ばいじんの排出量が 100 万 t 以上とされる 5 道県が公表しているばいじんの排出量。 ※2 産業廃棄物税制度の導入無し。 また、御意見を踏まえ、答申案の文言を修正・追記いたしました（資料 2－2）。	各道県のばいじんの排出状況 ※1							ばいじん	産業廃棄物の総排出量	ばいじんの占める割合	主な排出元	石炭火力発電所数	千葉県※2	139 万 t	987 万 t	14%	製造業	なし	愛知県	195 万 t	1,902 万 t	10%	電気・ガス・水道業	9 施設	北海道	133 万 t	4,135 万 t	3%	電気・ガス・水道業	10 施設	兵庫県※2	124 万 t	2,341 万 t	5%	製造業	6 施設	福島県	120 万 t	696 万 t	17%	電気・ガス・水道業	4 施設	沼田委員 飯島委員
各道県のばいじんの排出状況 ※1																																														
	ばいじん	産業廃棄物の総排出量	ばいじんの占める割合	主な排出元	石炭火力発電所数																																									
千葉県※2	139 万 t	987 万 t	14%	製造業	なし																																									
愛知県	195 万 t	1,902 万 t	10%	電気・ガス・水道業	9 施設																																									
北海道	133 万 t	4,135 万 t	3%	電気・ガス・水道業	10 施設																																									
兵庫県※2	124 万 t	2,341 万 t	5%	製造業	6 施設																																									
福島県	120 万 t	696 万 t	17%	電気・ガス・水道業	4 施設																																									

2	最終処分量	令和3年から令和5年の最終処分量が増えて留まっている理由を教えてください。	本県のばいじんは9割以上が石炭火力発電所から排出されており、これが埋立処分されているため、再生利用率が上昇せず、最終処分量が減らない要因であると考えております。 発電事業者へのヒアリングによれば、ばいじんの再生利用率はセメントの需要量に連動しており、セメントの需要量と再生利用のタイミングが合わない場合、ばいじんの保管スペースに限りがあることから、最終処分場で埋め立てせざるを得ない状況にあると考えております。	沼田委員
3	再生利用	再生利用が産業廃棄物税の目的の一つなのであれば、再生利用の推移なども追加してはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、答申案に再生利用の推移などを追加いたしました（資料2－2）。	沼田委員
4	税の使途 （税充当事業）	事業実施による産業廃棄物の排出抑制等の効果について、部分的にでも定量的に示すことができるとよいと思います。	理解醸成を図るための事業等も含め、効果の確認方法につきましては、引き続き検討していきたいと考えております。	藤田委員
5	排出量・最終処分量	「福島県産業廃棄物税の今後の在り方について（答申素案）」の5ページ表2「県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量」について、西暦に記載誤りがあるので修正してください。	御指摘を踏まえ、表を修正いたしました（資料2－2）。 （修正箇所） ・表1「県内の産業廃棄物の排出量状況」の西暦 ・表2「県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量」の西暦	藤田委員

2 福島県環境審議会（令和7年5月27日開催）に当たり事前にいただいた御意見等

No.	資料、ページ等	質問・意見等	事務局回答	委員
1	資料1－3 21ページ ○直近の社会情勢等	（質問） 「特例納付事業者の多くは、社会基盤を支える発電事業者」とありますが、具体的に4社中何社が該当するのでしょうか。	4社中3社が発電事業者となっております。	飯島委員
2	資料1－3 21ページ ○直近の社会情勢等	（意見） 「その事業活動は社会情勢や気候などに起因する電力消費地での使用量に左右されるため、」として、その事業活動が、主に電力の大消費地における社会活動を支えるものであり、極めて公共性、広域性が高く、コントロールが難しいことを強調してはいかがでしょうか。 また、もう一つの要因として、「セメント原料需要と石炭灰供給の需給タイミングのずれや、セメント原料需要量自体の減少により、さらなる再生利用量の増加も困難である」ことも、追記してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を修正・追記いたします。 （修正案） その事業活動は社会情勢や気候などに <u>起因する電力消費地での使用量に左右されるため</u> 、発電により～（略）～インセンティブとなりにくい。 <u>また、セメント原料の需要と石炭灰供給の需給タイミングのずれや、セメント原料の需要量自体の減少により、更なる再生利用量の増加も困難である。</u> <u>さらに、円安や変動する国際情勢等が～（略）～社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。</u>	飯島委員
3	資料1－3 21ページ ○直近の社会情勢等	（質問） 「各事業者の経営状況に影響を与え」とありますが、根拠となる数字はあるのでしょうか。	根拠となる数字はありませんが、該当事業者へのヒアリングを行った際にそうした回答をいただいております。	飯島委員
4	資料1－3 21ページ ○直近の社会情勢等	（意見） 他の事業者が、経営努力によって通常税率の税負担に抑えている中、税負担が単に増えることをもって経営状況に影響というのは、短絡的であり、他の事業者の理解を得られないと思います。明確な根拠がなければ、地方税制等検討会のご指摘もあり、削除することも検討すべきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を削除いたします。 （修正案） 増税となる特例納付制度の廃止は、 <u>～（削除）～</u> 電気料金の値上げなど社会的・経済的に広く影響が及ぶ可能性がある。	飯島委員

No.	資料、ページ等	質問・意見等	事務局回答	委員
5	資料 1－3 2 1 ページ ○産業廃棄物の排出量抑制	(意見) 「…排出量を抑制するという産業廃棄物税の目的は達成できているものと認められる。」とありますが、再生利用率や最終処分率は必ずしも十分目的を達成できていないのではないのでしょうか。表現をご検討ください。	御意見を踏まえ、表現を修正いたします。 (修正案) <u>排出量の抑制を目的とした産業廃棄物税が一定の寄与をしているものと考えられる。</u>	飯島委員
6	資料 1－3 2 1 ページ ○福島県地方税制等検討会意見	(意見) 「本税の趣旨と当該特例は相容れない」というところのみを引用していますが、検討会報告書におけるその前段の記述も含め、「経済的手法として導入された本税の趣旨と当該特例は相容れない」という部分を引用してはいかがでしょうか。検討会としては、税制の面からは、経済的手法としての税の効力から考えれば、特例は相容れないとのご意見かと思えます。しかし、上記のように、特例納付事業者の場合、極めて広域に影響が及ぶ（場合によっては、我が国のエネルギー需給政策に基づく）事業活動によるものであり、増税が埋立量削減のインセンティブになりにくい、つまり、経済的手法としての税の効力を期待できないという特徴があり、検討会のご指摘は必ずしも当たらないということが、ご理解いただきやすくなるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、文言を追記いたします。 (修正案) <u>「経済的手法として導入された本税の趣旨と当該特例は相容れない」</u>	飯島委員
7	資料 1－3 2 1 ページ ○福島県地方税制等検討会意見	(意見) とはいえ、特例制度それだけを見ると、不公平感があることも事実かと思えます。最後の文章については、「社会情勢等を見極めながら、将来的に縮小していく可能性も含め、引き続き検討を進めるべきである。」と、検討会の意見も考慮した書きぶりにしてはいかがでしょうか。	福島県地方税制等検討会の意見を踏まえ、本特例につきましては、引き続き検討を進めることとしており、該当部分につきましては、原案のとおりとさせていただきます。	飯島委員